

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市証明郵送センター運営業務
発注課	総務局改革推進室推進課
選定事業者	TOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>・本業務は、証明郵送サービス業務における本市職員が必ずしも対応する必要のない業務を一括して集中的に処理する証明郵送センターを運営するとともに、業務の均質化・効率化など民間の知見・ノウハウを活かした継続的な業務改善を図るものである。</p> <p>・令和4年10月のセンター開設当初は、事務の滞留が発生しており、委託者と受託者双方において必要な取組を協議しながら業務改善を続けてきた経緯がある。また、令和6年3月に戸籍法の一部を改正する法律が施行され、広域交付制度の導入を始めとした制度変更があったほか、今後のオンライン化に向け遅滞なく対応していく必要がある。さらに、市民サービスの向上の観点から、デジタルを活用した業務フローの検討も含め、発送期間の更なる短縮などが急務となっており、より一層の業務改善に向け、業務プロセスの分析や双方の体制の効率化などを検討してきたところ。</p> <p>・今回、競争入札により調達を行うことにより、これまで双方において安定運営や業務改善に向けて検討・実施してきた業務の実施方法や検討内容が失われ、再度、業務の滞留が発生し、市民サービスに著しい悪影響を及ぼすことが想定される。</p> <p>・また、既存契約に引き続く契約となるため、初期投資に係る経費や既存の環境等を活用することにより、他社と比較して安価に契約が締結可能であることから、一般競争に付することにはなじまないと考えられる。</p> <p>・ついては、現事業者であるTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部を参加者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に基づき特定随意契約により調達を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号
決定日	令和6年3月19日